

旧鹿児島紡績所技師館 写真撮影に関するルール

旧鹿児島紡績所技師館(通称異人館。以下、異人館と言う。)の写真撮影については、以下のルールを遵守の上でご利用くださいますようお願いします。

このルールは、定期的に改定しますので、ご理解いただきますようお願いします。

○予約はまず電話で仮予約を。その後申請書のご提出をもって本予約とします

すでに予約が入っている場合や、イベント等でご利用いただけない日がありますので、まずは一度お電話で確認をお願いします。

○予約は、利用日の1週間前までに申請をお願いします

許可書は文化財課で発行しています。連休中や直前の予約は、許可書を発行できないことがありますので、早めの申請をお願いします。

○写真撮影申請書の提出は、原則としてメールでの受付とします

文化財課メールアドレス:bun-isan@city.kagoshima.lg.jp

やむを得ずFAXで申請する場合は、必ずFAX番号を申請書に記載してください。

許可書はFAXで返信しますが、許可書の送付の有無については必ず申請者でご確認ください。

○申請書1枚につき、1回のスケジュールで申請受付をします

余白に予備日を記載して申請をしていることが見受けられますが、予備日は別途申請を行ってください。
その際は、利用が不要となった日程分は後日、管理棟へキャンセル連絡を行ってください。

○利用申請及び許可書発行後の日程変更の連絡は文化財課へ、利用のキャンセル連絡は異人館管理棟へ

文化財課連絡先(直通):(099)227-1940 異人館管理棟(直通):(099)247-3401
日程変更は、メールでも受付可能です。

○利用時間は9:00～16:30を原則とします

16:30を超過する場合であっても、17:00での完全退館をお願いします。
(開館時間は9:00～17:00です。)

○写真撮影は、一般来館者の観覧の妨げにならないよう行ってください

写真撮影の時間帯は、異人館本館を占用できるという取扱ではありませんので、ご注意ください。

○更衣が必要な場合は、管理棟へお申し出ください

隣接する管理便益施設に、手狭ですが更衣室を設置しております。
通常は施錠していますので、ご利用の場合はお申し出ください。

○履物を履いての撮影はご遠慮ください

異人館内は、土足厳禁となっており、履物を履いての撮影は原則として禁止しております。
やむを得ず履物を履いて撮影する場合は、外で使用したものとは別の履物を履いて撮影してください。

○建造物及び建具、展示品の損壊にお気をつけください

異人館は、国の重要文化財に指定されています。また、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」を構成する建造物の1つとなっています。建物本体のみならず、建具等も後世に受け継ぐべきものですので、撮影時の機材の取扱に十分にご注意ください。

○入館される方の住所で、入館料の「市外料金」「市民料金」区別を行います。

市民料金で利用するためには、住所確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード)など、市民であることの証明が必要です。(令和7年12月8日修正)